

【重要】資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限の導入について

2024 年 3 月 25 日

(資料追加) 2024 年 7 月 24 日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

- 機構本部において実施する「国内向け物品・役務等の調達／海外向け資機材の調達」については、2024 年 4 月 1 日付以降に公告/公示される案件より、「資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限」を新たに導入します。
- これは、国土交通省の基準に準拠し、競争参加者間に公正性が阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合に、競争参加に一定の制限を加えるものです。
- 詳細につきましては、入札公告/公示及び入札/企画競争説明書に記載の「競争参加資格」を必ずご確認くださいとともに、「資本関係又は人的関係に関する申告書」を漏れなくご提出くださいますようお願いいたします。

* 留意事項 *

競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で、当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

【追加】

上記の導入・背景等について、JICA コンサルタント等契約競争参加者向けに行われた説明会の資料を添付いたします。ご参考いただければ幸いです。

別添：説明会資料「資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限導入について」

コンサルタント等契約における 「資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限導入」について

2024年3月12日
国際協力機構
調達・派遣業務部

内容

1. 背景・経緯
2. 具体的な対応
3. 資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限（単独型および業務実施）
（プロポーザル作成ガイドライン別添資料11及び12への追記及び様式7への記載方法）

1. 背景・経緯

- 会社Aより、会社Bを完全子会社とする予定であるが、この場合、競争参加制限はあるか、との問い合わせ有。
- これを受けて、国交省、自治体等の対応を調査したところ、親会社・子会社関係にある会社が同じ案件に同時に応募することは認めないとしていることを確認。
- 国交省：入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。これにより、一定の基準を設け、**資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めない。**
- JICAの調達制度においても、**公正性の観点から**国交省の基準に準拠し、**資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限**を導入することとする。（他の省庁や独立行政法人では必ずしも国交省等と同様の制限を設けているわけではないが、JICAは契約件数が多いことを踏まえ、国交省等と同等の競争参加制限を導入する方針。）

2. 具体的な対応

- プロポーザル作成ガイドラインへの追記
- 様式の追加（様式7「資本的関係又は人的関係に関する申請書」）
- プロポーザル提出時に様式7も提出（厳格な情報保全案件については、競争参加資格要件の確認時）

JICA側では、様式7の記載内容に基づき競争参加者間で資本的関係又は人的関係がないかを確認します。

なお、**様式7の提出漏れがあった場合は「競争参加資格なし」となりますのでご注意ください。**

3. 資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限（単独型及び業務実施） （プロポーザル作成ガイドライン別添資料11及び12への追記）

資本関係又は人的関係（様式7「資本的関係又は人的関係に関する申請書」に必要事項を記入）

プロポーザルを提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。ただし、「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた案件については、「競争参加資格要件の確認」に様式7を含めることから、別途の提出は不要とする。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

【親会社、子会社の定義】 会社法第2条第3号及第4号に規定する親会社・子会社とします。

会社法

第2条第3号：子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

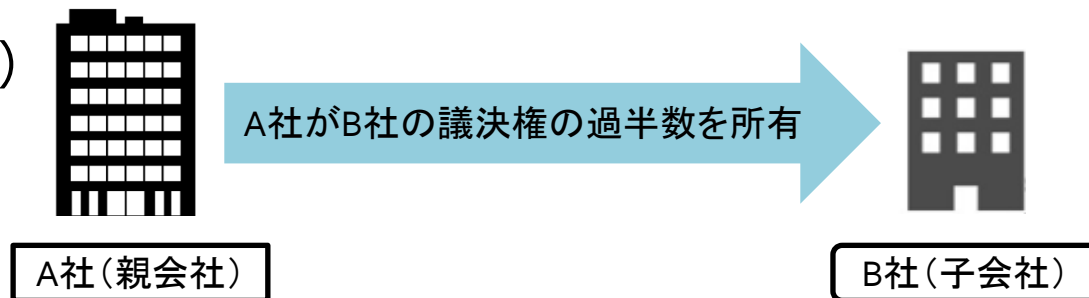
第2条第4号：親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

a) 資本関係①及び②にある「親会社」又は「子会社」の関係とは、以下の通りです。

【ケース1】

会社A※1、※2が会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係の場合は、A社とB社は同一案件の競争に参加できません。

(共同企業体としては参加可能)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

【申請書への記載】

1 該当項目 a) に掲げる資本的関係のある他の競争参加資格者

①-1 親会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

B社(子会社)は、1の①-1の欄にA社(親会社)に関する事項を記入

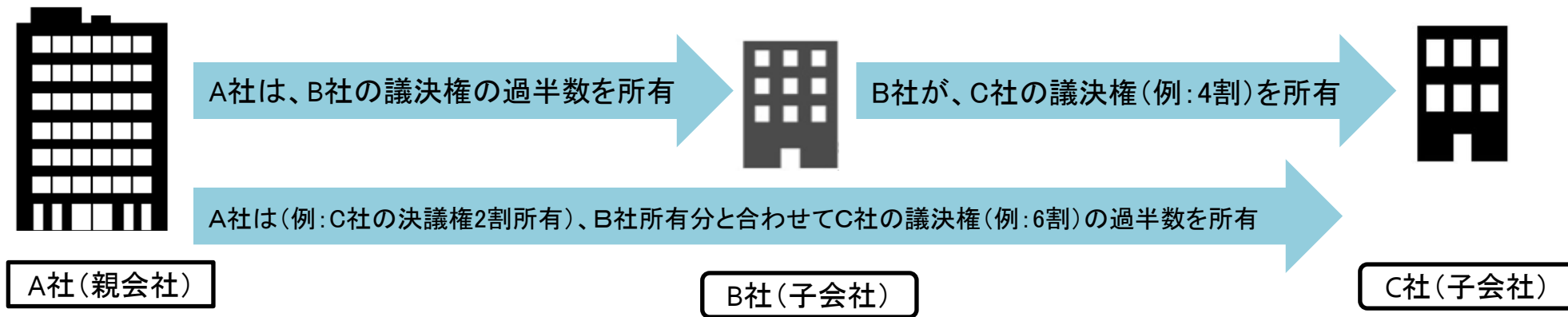
①-2 子会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

A社(親会社)は、1の①-2の欄にB社(子会社)に関する事項を記入

【ケース2】

ケース1の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係の場合は、A社、B社及びC社は、同一案件の競争に参加できません。
(共同企業体としては参加可能)



【申請書への記載】

1 該当項目 a) に掲げる資本的関係のある他の競争参加資格者

①-1 親会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

B社及びC社は、1の①-1の欄にA社(親会社)に関する事項を記入

①-2 子会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

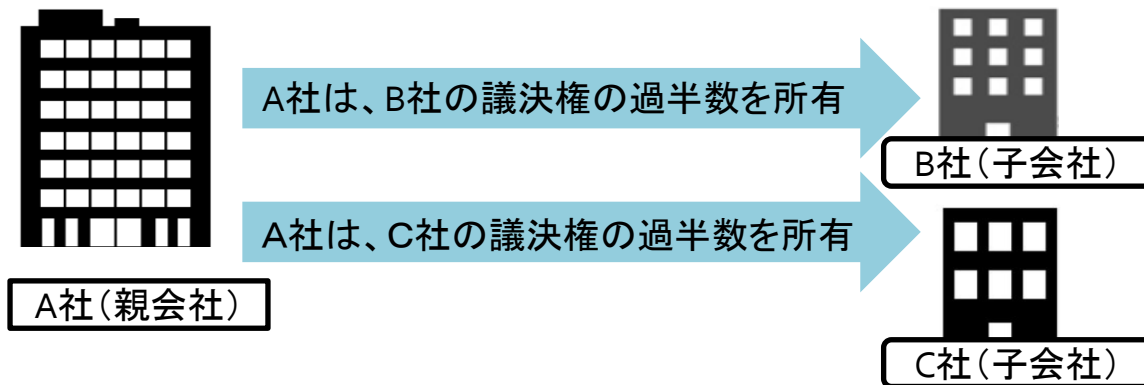
商号又は名称	所在地	代表者氏名

A社(親会社)は、1の①-2の欄に子会社であるB社及びC社に関する事項を記入

【ケース3】

②「親会社等を同じくする子会社等同士の関係」

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社である関係の場合、B社及びC社は、同一の競争に参加できません。（共同企業体としては参加可能）



【申請書への記載】

1 該当項目 a) に掲げる資本的関係のある他の競争参加資格者

①-1 親会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

B社及びC社は、1の①-1の欄にA社（親会社）に関する事項を記入

①-2 子会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

A社（親会社）は、1の①-2の欄に子会社であるB社及びC社に関する事項を記入

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

B社及びC社は、1の②の欄に、それぞれC社又はB社に関する事項を記入

3. 資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限（単独型及び業務実施） （プロポーザル作成ガイドライン別添資料11及び12への追記）

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）

が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

b) 「人的関係」のあるものとは、以下の通りです。

A社及びB社にて役員等※³を兼任している場合は、A社及びB社は、同一案件の競争に参加できません。
(共同企業体としては参加可能)



※ 3 「役員等」とは次に掲げる者をいい、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

ウ 会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

【申請書への記載】

2 該当項目 b) に掲げる人的関係のある他の競争参加資格者

役員等を兼任している他の競争参加資格者は、次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	所在市町村名	役職

該当する役員等を2の欄に記入

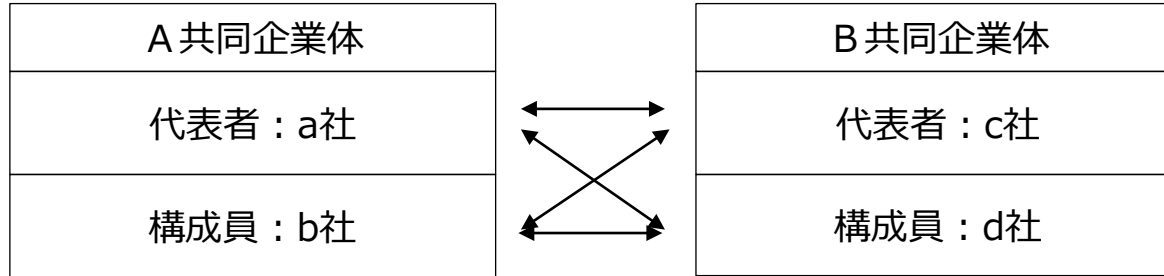
3. 資本関係又は人的関係における競争参加資格の制限（単独型及び業務実施） （プロポーザル作成ガイドライン別添資料11及び12への追記）

留意事項

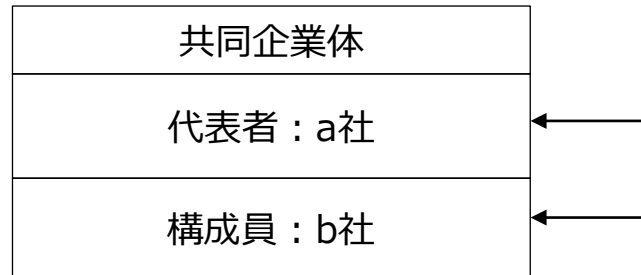
プロポーザルを提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

【競争参加者が共同企業体である場合の適用】

(1) 矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の競争への参加は認められません。



(2) 矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の競争への参加は制限されません。



【様式7に関する留意事項】

- 参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成してください。
- 該当のない事項については、その欄に「該当なし」とご記入ください。空欄の場合は「該当なし」として取扱います。
- 個人コンサルタントとして参加する場合は、様式7の提出は不要です。